

議案第23号

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条
例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山 享 弘

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」において介護保険法等の改正がなされ、これまで厚生労働省令で定めることとされていた地域包括支援センターの人員運営基準等及び指定介護予防支援等の事業の人員運営基準等について、市町村の条例で定めることとなった。

2 概要

地域包括支援センターの職員の員数等、人員に関する基準等を定める。その員数は、第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに次の職員を置かなければならない。（第2条第1項）

- ・保健師その他これに準じる者1人
- ・社会福祉士その他これに準じる者1人
- ・主任介護支援専門員その他これに準じるもの1人

上記の規定にかかわらず、第1号被保険者の数が概ね3,000人未満の場合等、その員数は下表のとおりとする。（第2条第2項）

第1号被保険者の数	人員配置基準
概ね1,000人未満	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから1人又は2人
概ね1,000人以上2,000人未満	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから2人（うち1人は専従職員）
概ね2,000人以上3,000人未満	専従の保健師1人及び専従の社会福祉士又は主任介護支援専門員1人

3 附則規定

平成27年4月1日から施行する。

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに原則としてそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下（法施行規則）という。）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
概ね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
概ね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
概ね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(その他の事項に関する基準)

第3条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施する

ことにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

(2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。